

提出された意見の概要

1	制度創設の理念・目的	1
2	適用範囲	2
3	意見提出手続	
(1)	手続の流れ等	6
(2)	案の公表	7
(3)	意見等の提出期間	10
(4)	意見等の提出方法	12
(5)	意見等を提出できる者の範囲	13
(6)	審議会手続との関係	14
(7)	意見等の取扱い	15
(8)	結果の公表	16
(9)	その他	18
4	理由の提示	20
5	公聴会手続	21
6	行政立法に対する不服申立て	22
7	地方公共団体との関係	24
8	送達手続・その他	25
9	その他の意見	26
10	行政立法手続に関係のない意見	27

(注)

- 1 意見概要の後ろにある括弧付き番号は、便宜上付した意見提出者番号を示す。
- 2 意見は事務局において適宜要約の上で分類した。

<p>【論点の項目】</p> <p>1. 制度創設の理念・目的</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>(法制化の必要性：①関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パブコメ手続が適正に実施されることを担保するため立法化すべきである (64) ○ 官民の両方が行政立法手続の過程で意見を提出できるようにすることは、良きガバナンスを推進することとなり、官僚的障壁を除去し経済的効率を高める (69) ○ パブコメ制度は、立法過程の公正の確保と透明性の向上に資するだけでなく、民間の知恵と経験を活用し、立法内容を良くする重要な役割を果たしている。また、立法過程への民間の参加意識を高め、立法に対する納得感を得やすくし、自己責任原則に基づくルール型行政への転換をサポートする役割も果たすことから、法制化によりパブコメ制度を充実させるべき (88) ○ 国民の権利・義務に重大な影響を及ぼす事項の多くが政省令、告示、通達等に委ねられている現状では、行政立法手続の法制化を図ることは自明 (89) ○ 広く国民の声を聞く仕組みのスムーズな運用のために必要 (90) <p>(法の目的：②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度創設の理念として、「分かり易さ」と「国民から信頼される」を明記すべき。一部専門家からしか理解されない制度では存在理由が問われる (10) ○ 国民参加の視点を加えるべき (64、80、85、99) ○ 立法内容の改良や民間の参加意識の向上という視点も加えるべき (88) ○ パブコメ手続は国民が行政立法の主体となることを意味するわけではないので「国民参加」の視点は適当でなく、新たな視点を加えるならば「行政運営における民間の見識の活用」などではないか (89) ○ 行政手続に関する説明責任を果たし、開かれた政府を進めることを目的に加えるべき (99) <p>(行政立法の一般原則：③関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政立法の法適合性の原則や、平等原則、比例原則を定める実益はある (89)
<p>【論点の内容】</p> <p>① 行政立法手続の法制化はなぜ必要か。</p> <p>② 現行の行政手続法第1条は「行政運営における公正の確保と透明性の向上」を法の目的として規定しているが、行政立法手続の規定を加えた場合に法の目的はそのままよいか。国民参加等の新たな視点を加える必要があるか。</p> <p>③ 行政立法手続を定めるに当たって、行政立法の一般原則として定めるべきものがあるか。</p>	

<p>【論点の項目】</p> <p>2. 適用範囲（その1）</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>（適用範囲（機関の別）：①関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として国の機関に限定すべき（64） ○ 法律案、ガイドライン、指針を含み、かつそれに限定することない規範等を定めるあらゆる機関を含んだ包括的なものとすべき（69） ○ 地方公共団体も対象とすべき（76） ○ 行政立法に対する不服申立てや訴訟の手続を設ける場合は、これらに関する規定は地方公共団体等にかかわる場合でも法律で定めるべき（89）
<p>【論点の内容】</p> <p>① 行政手続法に定める手続の適用範囲については、規範等を定める機関の別により画する必要があるか。あるとすれば、どのような範囲の画し方が適当か。次に掲げる別についてどう考えるか。</p> <p>ア 国の機関と地方公共団体の機関。</p> <p>イ 国の機関の中で行政府、立法府、司法府の機関の区別等。</p> <p>ウ 国の行政機関ではないが、国の行政事務を処理している団体等で、規範等を定めるものがあるとするればそれについてはどうか。（特殊法人、独立行政法人、認可法人等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の機関（行政府、立法府、司法府）とすべき（99） ○ 国の行政事務を処理している団体等（国民の権利義務に影響を及ぼす規範等を定める場合は対象とすべき（64、96、99） ○ 政府設立機関や認可された自主規制機関を対象とすべき（69） ○ 特殊法人等については、特に重要な権限を有する団体等を政令等で指定し、その指定団体について法律による規制を適用するものとしてはどうか（89）

<p>【論点の項目】</p> <p>2. 適用範囲（その2）</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>（適用範囲（形式の別）：②関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広く国民一般に公表されている抽象的規範、行政が裁量によって内部で策定している規範は全て対象とすべき（64、69、80、81） ○ 現行パブコメの対象とされているものは、全て対象とすべき（85） ○ 法形式によって区別をつけるべきでなく、論点のア～オ全てを対象とすべき（89、90、93） ○ 施行期日がいつかということは権利行使あるいは義務の負担にかかわる重要な問題であり、施行期日政令も対象とすべき（99） ○ 基本となる裁量基準や解釈基準は国民からの信頼を確保するためにも適用範囲とすべき（10） ○ ガイドライン、指針等について対象となるものか否かを明確化すべき（93） ○ より具体的な事項を定め国民の身近な規範となるガイドライン、通達等は対象とすべき（97） ○ 内閣提出法案（重要な法律案）も意見募集の対象とすべき（60、64、67、69、76、82、88、95、96、98） ○ 首相及び国務大臣の私的諮問機関の報告等も、それを閣議決定（了解）する場合は、閣議に諮る前にパブコメをすべき（76、101） ○ 審議会答申案、各種研究会報告書案、審議会規則案も対象とすべき（95、96、97） ○ 許認可のような行政処分についても、その影響が対象者に留まらず広く及ぶもの、既に継続的に意見募集が行われているもの等は対象とすべき（60、81、95）
<p>【論点の内容】</p> <p>② 行政手続法に定める手続の適用範囲については、規範等を定める形式の別により画する必要があるか。あるとすれば、どのような範囲の画し方が適切か。次に掲げる別について、どのように考えるか。</p> <p>ア 政令、府省令、委員会の規則（独立行政機関を含む。）、外局の規則</p> <p>イ 訓令・通達</p> <p>ウ 告示</p> <p>エ 公示されていないその他の規範等（例えば、行政手続法上の審査基準・処分基準、講学上の裁量基準・解釈基準、行政指導要綱）</p> <p>オ 法律案</p>	

<p>【論点の項目】</p> <p>2. 適用範囲（その3）</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>（適用範囲（内容の別）：③関係）</p> <p>○ 規制か否か、給付か否か、法規命令か否か等により適用範囲を画することは適当でない（64、89）</p> <p>○ 給付関係についても対象とすべき（76、89、96、99）</p> <p>○ 総理大臣のみが示しうる政策上の配慮以外の規制（行政内部のみに適用されるものも含む）はすべて対象とすべき（76）</p> <p>○ 業界に大きな影響を与える全ての問題又は意思決定について対象とすべき（92）</p> <p>○ 「規制」の範囲は法律で明確化すべき（95）</p> <p>○ 基本政策、外交方針等の政策についても対象とすべき（15、64）</p> <p>○ 行政計画も対象とすべき（64、80、85、86、89、96、99、101）</p> <p>○ 不特定多数の権利義務関係を一般に拘束する一般処分を対象とすべき（99）</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>③ 行政手続法に定める手続の適用範囲については、規範等が定める内容により画する必要があるか。あるとすれば、どのような範囲の画し方が適当か。次のそれぞれについて、どのように考えるか。</p> <p>ア 「規制」であるか否か、「給付」であるか否か、国民の権利義務関係に関わるか否か。</p> <p>イ 法規命令、行政規則に分類して考えることはどうか。</p> <p>ウ 行政計画、一般処分について考える必要はあるか。</p>	

<p>【論点の項目】</p> <p>2. 適用範囲（その4）</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>（一定の事情：④関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に緊急を要する場合や国民の権利利益に与える影響がごく軽微なもの以外は広く対象とすべき（64） ○ 適用除外の要件の判断は安易になすべきでない（67、82） ○ 一定の事情についての判断基準をガイドライン等により明確にすべき（68、82） ○ 原則として迅速、緊急な場合に限り適用除外とすべき（90、99） ○ 例外基準は法律で明確に規定すべき（95） <p>（正当性担保の仕組み：⑤関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政立法制定後、速やかにパブコメ手続を実施し、事後的検証及び意見提出の機会を設けるべき（64） ○ 手続を省略した事案を審査する機関の存在が必要（68） ○ 不服申立手続を審査するための第三者機関を設けるべき（89） ○ 不服申立てや苦情処理の仕組みを設けるべき（99、101） <p>（理由の公表：⑥関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理由を公表することが必要（64、67、90、93、95、99）
<p>【論点の内容】</p> <p>④ 行政手続法に定める手続の適用範囲については、規範等を定める際の一定の事情により画する必要があるか。あるとすれば、どのような範囲の画し方が適当か。次のそれぞれについて、どのように考えるか。</p> <p>ア 迅速、緊急、実行不能</p> <p>イ 軽微、不必要</p> <p>ウ 不適當、公益違反</p> <p>⑤ 一定の事情により行政手続法に定める手続を適用しなかった場合の、当該判断の正当性を担保するための仕組みを設ける必要はあるか（例えば、不服申立、苦情処理）。</p> <p>⑥ 一定の事情により行政手続法に定める手続を適用しなかった場合の、理由を公にする必要はあるか</p>	

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続</p> <p>(1) 手続の流れ等</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>(意見提出手続の流れ：①関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (事案によっては) 同一案件について複数回意見募集が行われるべき (81、92、101) ○ 再意見募集や説明会、公聴会等の再反論機会を求める意見が多い場合には、その機会を設けるべき。再意見募集を行わない場合には、結果に対する反論を一定期間受け付け、公表すべき。また、反論の内容及び提出数は集約して定期的に公表すべき (82、95) ○ 通常の説明会や公聴会だけでなく、意見交換会のような場を必要に応じ複数回開催すべき (85) ○ 提出された意見を基に官民双方向で議論できる場を設定すべき (86、87) ○ 現行の手続どおりでよい、同水準は維持すべき (90、101) ○ 年度終了の最低6か月前までに、パプコメの年間プランを公表し、消費者団体や業界に対して、関連する問題の意見募集に関する事前公表を行うべき (92) <p>(意見提出手続の実施責任機関：②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該案の立案を所管する機関を実施主体とすべき (64) <p>(意見提出手続の適用範囲：③関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ すべてについて適用すべき (64)
<p>【論点の内容】</p> <p>① 意見提出手続の流れはどのようなものと定めるべきか。現行閣議決定上は次のようになっているが、どのように考えるか。</p> <p>ア 案の公表</p> <p>イ 意見等の提出</p> <p>ウ 意見等の取扱い</p> <p>エ 結果の公表</p> <p>オ 行政立法の制定・公布</p> <p>② 手続を実施する責任を有する機関について、どのようなことを定めるべきか。政令、共同命令等の取扱いについてはどうか。</p> <p>③ 意見提出手続は、2の適用範囲のすべての行政立法について適用されるべきか。</p>	

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続</p> <p>(2) 案の公表</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>(公表する案の内容：①関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容の明確性が必要であるから、案は「改正案文」または「改正要綱案」とすべき (64) ○ 論点に挙げられている項目は提示すべき (90) ○ 改正の場合は新旧対照表を付すべき (96) ○ 要綱・骨子、各規定の趣旨を説明したものとすべき (99) ○ 現行制度の水準は維持すべき (101) <ul style="list-style-type: none"> ○ 参考資料として、(当該行政立法に係る施策等についての) 海外での取組を添付すべき (7、9、11、14、18、19、20、23、27、28、29、31、35、43、46、48、54、66、72、75、78、79、87、94) ○ 関連知識の無い者にもわかりやすい平易な説明資料を作るべき (15、24、35、64) ○ 結果の公表予定日時、場所等を明記すべき (24) ○ 外国関連機関や事業者も日本の政策に関心を寄せていることから、案は可能な限り日本語及び英語の両方で作成すべき (25、92) ○ 立案者の所属・氏名を公表すべき (61) ○ 関係する情報、根拠データ、検討資料、代替案などを公表すべき (61、80、85) ○ 識者による検討が行われている場合、そこでの問題点・論点もわかりやすく紹介すべき (81) ○ 関連する全ての資料を(可能な限り電子媒体で) 公表すべき (92、93) ○ 最終案だけでなく、検討段階での有力意見等も明らかにすべき (96) ○ 今回の意見募集のように、代表的論点や委員の発言等を添付すべき (97) ○ 各府省の公表方法を統一し、かつ、説明資料を添付すべき (98) <p>(案の公表時期：②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審議の途中でも意見を広く募集すべき (9、11、13、14、16、19、20、23、27、29、31、43、46、66、72、78、79)
<p>【論点の内容】</p> <p>① 公表する「案」の内容</p> <p>ア 「案」はどのようなものと定めるべきか (例えば、改正案文、改正案要綱又は骨子若しくは概要説明書)。</p> <p>イ 公表する「案」に添付すべき情報はあるか。あるとすればどのようなものを定めるべきか (例えば、新旧対照、趣旨・背景、立案に際して整理した論点、代替案、法令上の根拠、関連法令、規制影響分析、費用便益分析)。</p> <p>② 案の公表の時期について、どのようなことを定めるべきか (例えば、なるべく早い時期、最終案に近いものができた時期)。また、審議会手続との関係をどのように整理するか。</p> <p>③ 公表方法について、どのような手段・媒体 (例えば、ホームページ、窓口配布、新聞・雑誌、官報、報道発表、説明会) によることと定めるべきか。特定の媒体の活用を義務づけることについてどう考えるか。</p> <p>④ 特定人、利害関係人に対する周知について、どのように考えるか。</p> <p>⑤ 意見提出手続の実施状況について、一覧性のある公表の方法をどのように考えるか。</p>	

- 最終案に近いものができた時期とすべき。また、少なくとも意見募集期間開始の2か月以上前とすべき（64）
- 早い段階（69、81、98、99）、案の構想段階から（86、98）とすべき
- 行政立法の施行等への対応準備期間について考慮した時期とすべき（90）

（案の公表方法：③関係）

- 適切な公表をすべき（41、73）
- 官報・ホームページだけでなく、テレビ、ラジオ、ポスター、新聞広告等を利用して広く周知すべき（9、11、14、15、16、19、20、23、24、27、28、29、31、32、33、35、36、37、41、43、44、45、46、48、51、54、55、57、58、59、62、63、66、70、72、74、75、78、79、81、83、84、94、100）
- 首相官邸ホームページで公表すべき（56）
- 政府広報で発表すべき（61）
- ホームページ、窓口配布、報道発表は全件で実施を義務付け、必要に応じ地方自治体の広報誌への掲載を行うべき（64）
- パブコメ手続が終了した後、意見募集時の資料(案等)がホームページ上から削除されている例があるが、案→意見→結果の過程を明らかにするため、継続して公開されるべき（67）
- 地方出先機関窓口、市区町村役場窓口での配布も検討すべき（68）
- 無作為抽出した人を対象に返信用封筒つきで依頼文書を送って意見提出を求めるべき（74）

（特定人等への周知：④関係）

- 意見募集者が選定した特定の者のみでなく、主体的に登録した者に対し周知する仕組みを整備すべき（8、76、97）
- 利害関係人には周知すべき（64、87、96、99）。周知先が業界団体に偏向しないよう、弁護士会、消費者団体、労働団体、障害者団体、環境団体など国民の利益に配慮したバランスの取れた選定を行うべき。また、当該案件に深い利害関係を有する者の意見と他の一般的な意見を区別するため、前者に対しては行政立法手続実施前の案作成段階において意見聴取の

機会を設けるべき (64)

(一覧性のある公表の方法：⑤関係)

- 各府省のホームページにおけるパブコメ掲載方法を標準化するとともに、総務省ホームページから各府省サイトのパブコメ部分にリンクすべき。また、各府省の地方出先機関にパブコメ実施案件に関する文書閲覧窓口を設置すべき (64)
- パブコメ手続の適用対象の当否にかかわらず、審議会等によるものも含む全ての意見募集を1か所から容易に知ることができるシステムを設置すべき (69)
- 各府省ホームページから横断的に活用できるシステムとすべき (90)
- e-Govの利用がよい (96)

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続</p> <p>(3) 意見等の提出期間</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>(意見等の提出期間：①関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 十分な期間とすべき (32、36、44、78、81、94、100) ○ 現行制度の標準期間の遵守を要望 (67) ○ 原則 30 日間を確保し、例外的に下回る場合はその理由を公表し、その場合であっても最低 2 週間は確保すべき (93) ○ 1 か月 (以上) とすべき (18、28、60、68、82、90、95、96、101) ○ 最低でも 1 か月以上とし、大きなテーマ・国民の権利・義務に直接関係する事項は 2 か月以上とすべき (9、11、14、19、23、27、29、31、35、43、46、48、62、66、72、75、79、86) ○ 最低 6 週間とすべき (92) ○ 50～60 日間は確保すべき (57) ○ 緊急を要する案件以外は標準的な期間を 60 日間とし、最低期間として 30 日間を義務付けるべき (69) ○ 最低 2 か月以上とすべき (64、71) ○ 2 か月から 3 か月を確保すべき (16) ○ 特に重要性の高いものは 3 か月程度とすべき (89) ○ 3 か月程度とすべき (61、63) ○ 原則として一定期間を定め、案件によって複数の期間から選択できるようにする (それぞれの期間については適用に当たっての要件を付す) べき (99) ○ 重要案件や外国との調整を要する案件等は期間を延長すべき (25) ○ 季節的特長 (多くの国民が休暇をとるような時期) も考慮すべき (25、82)、国民の祝日、4 月 30 日～5 月 2 日及びお盆休暇となる 5 営業日は期間に含むべきでない (76) ○ 国民等からの要請に基づき一旦設定した期間を延長する方向での行政機関の裁量を認めるべき。また、案の構想段階からパブコメの実施が予想される重要案件は、意見募集期間を限
<p>【論点の内容】</p> <p>① 意見等の提出期間については、どのようなことを定めるべきか。一律に一定の期間を定めることについてはどうか。一定期間を定めるとすれば、何日間が妥当か。その場合に、行政機関の裁量を認めるべきか。</p> <p>② 期間を確保できない場合の説明義務明示の必要性についてどのように考えるか。</p>	

定することなく、広く国民等からの意見提出を受け付けるべき (64)

- 期間の算定から休祝日は除外すべき (92)
- 重要なテーマの場合には意見募集を実施することの周知期間を2週間以上は取った上で、意見提出にも十分な期間を確保すべき (15)
- 意見募集の前に告知期間を1か月設けるべき (広く周知ができれば、意見募集期間自体は1か月でも良いと思われる)。また、以前役所側の FAX 故障により募集期間が延長されたことがあるが、このような場合は最低1週間は延長すべき (83)

(期間を確保できない場合の説明義務：②関係)

- 明示すべき (64、69、96、99、101)

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続</p> <p>(4) 意見等の提出方法</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>(意見提出方法：①関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提出方法はインターネットだけで構わないのではないか。ただし、責任ある意見提出を求めするために、原則として実名の記載を求めるべき (10) ○ 手交、郵送、FAX、電子メールいずれの方法でも受け付けるべき (32、69) ○ FAX は故障等もあり問題がある (61、83) ○ 口頭・書面双方とすべき (64) ○ 記録として正確に行政機関に伝えることのできる方法を用いるべき (96) ○ 障害等を有する、日本語に不自由がある等により書面提出ができない者に対する救済手段を設けるべき (101) ○ 決まった様式ではなく、自由に意見が書けるようにすべき (9、11、14、19、27、29、31、43、46、66、72、79) ○ 意見提出の様式を指定するのであれば、ホームページ上から簡単に入力できるフォームなどを整備すると、意見提出もしやすく、また、行政側の集計も容易なのではないか (24) ○ 要式不備により提出された意見が無効とされないよう要式行為とすべきではないが、通常の文書を持って行われる意見提出は必ず認める等、最低限の要式のみ定めるべき (64) ○ 提出意見に枚数・字数制限や制度の趣旨に反する要件を課すことを禁止すべき (69) ○ 国際企業・組織は英語で意見提出することが認められるべき (76) <p>(口頭による意見陳述の機会の付与：②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 口頭によるほうが意見提出者の意見が正確で直接的に伝わるので、口頭による機会を認めるべき。その場合の対象、手続等は別途手続規定を定めるべき (64)
<p>【論点の内容】</p> <p>① 意見等の提出方法については、どのようなことを定めるべきか。</p> <p>ア 口頭か、書面か（電子メールを含む。）その双方か。</p> <p>イ 要式行為か否か（例えば、口頭であれば、指定の時場所における意見陳述、電話による申出、出頭しての申出、録音による陳述。書面であれば、指定場所への持参、郵送、ファクシミリ、電子メール、記名・無記名）。</p> <p>② 口頭による意見陳述の機会の付与についてどのように考えるか。必要と考える場合、その対象、手続、義務的か裁量的かについてどのように考えるか。また、その手続と公聴会手続との関係をどのように整理するか。</p>	

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続</p> <p>(5) 意見等を提出できる者の範囲</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>(意見等を提出できる者の範囲：①関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 意見募集の対象者は日本人に限るべき(1) ○ 「何人も」とすべき(64、101) ○ 外国の官民を含む全関係者から意見を募集すべき(69) ○ 国民以外にも意見提出を認めるべき(87、99) ○ 限定すべきでない(95) <p>(意見提出の権利性：②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民の権利と位置づけるべき(64、99) ○ 意見提出は国民の権利、意見募集の実施は行政機関の義務であるべきで、これを明文化すべき(95)
<p>【論点の内容】</p> <p>① 意見等を提出できる者の範囲については、どのようなことを定めるべきか。利害関係者に限るか。一般国民か(さらに国民以外も含めるか)。</p> <p>② 意見等を提出できる者にとって、意見等の提出は権利と位置づけられるかどうか。</p>	

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続</p> <p>(6) 審議会手続との関係</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>(審議会手続との関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パブコメ結果を踏まえて審議会での審議が進行されるべき (86、87、90) ○ 審議会の方針が決まってからではなく、審議途中で意見募集をすべき (94) ○ パブコメの意見の集約後に審議会にそれを配布し、諮問とあわせてこれも審議対象とするようルール化すべき。また、審議会事務局から素案が審議会に提示された段階で、パブコメ手続に付すべき。さらに、諮問中の案件は、意見の整理ができた段階でパブコメ対象にすべき (101) ○ 審議会等でパブコメが行われた場合でも、行政機関において改めてパブコメ手続をとるべき (64) ○ 審議会におけるパブコメ手続についても、法制化すべき (67) ○ 審議会等で十分なパブコメが行われている場合にはこれをもって行政手続法に定める意見提出手続が行われたものとみなすことは考えられるが、それ以上に審議会等のパブコメに縛りをかける、かえって充実した審議の妨げになるおそれもあるのではないかと (89) ○ 審議会が実施するパブコメ手続と、行政自らが実施する手続は重複する必要はないが、この場合、審議会での実施が法律で担保されていることを前提とすべき (95)
<p>【論点の内容】</p> <p>○ 行政立法の案又はその背景となる政策についての審議会等への諮問等が、個別法で義務付けられている場合、又は、任意に行われる場合、審議会手続と意見提出手続との関係をどのように考えるか。当該審議会等が審議の過程で、当該審議会又は関係行政機関が、行政立法手続として定められた手続と類似の手続により、国民等の意見を求めた場合、行政手続法上どのように位置づけるか。</p>	

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続</p> <p>(7) 意見等の取扱い</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>(提出された意見等の取扱い：①関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少数派の意見であってもその取扱いが公平であるように留意すべき (15) ○ 提出された意見には全て目を通し、内容の傾向別に分類し、行政立法に役立てるべき (44) ○ 行政機関の考慮義務を規定すべき (64) ○ 提出されたすべての意見を、適切な範囲内において取り入れることを義務付けるべき (69) ○ 誠実処理義務を規定すべき (82、95) ○ 適切な情報提供義務、意見尊重義務、意見に対する一定の応答義務があることを明記すべき (99)
<p>【論点の内容】</p> <p>① 提出された意見等の取扱いについて、どのようなことを定めるべきか。行政側はどのように扱うことを求められるのか。</p> <p>② 意見が提出されなかった場合、手続に付した案等に関係しない意見が提出された場合、大量に提出された場合等の取扱いについてはどのように考えるか。</p> <p>③ 行政側が定められた取扱いをしなかった場合はどのように考えるか。</p>	<p>(意見が提出されなかった場合等の取扱い：②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 意見提出が組織的に行われる可能性が極めて高い場合があると思われ、何らかのルールが必要ではないか (10) ○ 意見が提出されなかった場合、無関係意見が提出された場合でも、案や添付情報が国民に理解しづらかった、案件の重要度に反して意見募集期間が短い等手続自体に問題があるケースが考えられるので、このような場合には、再度の意見募集を実施すべき。また、大量提出の場合、それだけ国民等の関心の高さを示すものであり、民意反映の見地からは無視すべきでなく、誠実に考慮し、採否の理由を説明すべき (64) ○ 意見の提出量の多寡を考慮するものではないことを明示すべき (99) <p>(定められた取扱いをしなかった場合：③関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政不服審査法上の異議申立て又は審査請求ができるものとするべき。その際、意見提出者には申立適格を認めるべき。また、司法救済として取消請求制度を採用すべき (64)

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続</p> <p>(8) 結果の公表</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>(結果の公表の内容：①関係)</p> <p>○ 行政立法の審議に意見が用いられたかどうか、どのような意見が有効だったか、意見の採否理由、意見を踏まえた修正点等の行政機関の検討状況、意見を公表すべき（8、25、32、64、69、76、81、88、92、93、96、97）</p> <p>○ 意見の総数と意見の概要は必ず公表すべき（8、10、61）</p> <p>○ 結果公表資料は難解な表現を使用せず、わかりやすい言葉を用いるべき（24）</p> <p>○ 意見提出者の個人情報保護されるべき（32、81）</p> <p>○ 意見を傾向別に分類したものを開示すべき（44）</p> <p>○ 集計責任者の氏名を明記すべき（61）</p> <p>○ 提出された意見の生資料の一定期間の保存を義務付けるべき（64）</p> <p>○ 提出された意見の全文を見られるようにすべき（69、83、87、88、95、97、101）</p> <p>○ 意見を提出した個人・団体名を公表すべき（69）</p> <p>○ 意見多数の場合は代表的な意見の分類別に公開すべき（83）</p> <p>○ 意見は採択、不採択にかかわらず公表すべき（90）</p> <p>○ 誹謗中傷等公表にふさわしくない部分がある場合を隠すことも可とすべき（101）</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 結果の公表の内容について、どのようなことを定めるべきか（例えば、提出された意見（すべての意見か、適宜要約可とするか）、行政機関の考え方（意見等の採択、不採択の理由）、修正点の公表の必要性）。</p> <p>また、意見が提出されなかった場合、手続に付した案等に関係しない意見が提出された場合についてはどうか。</p> <p>② 結果の公表の方法については、どのような手段・媒体（例えば、ホームページ、窓口配布、新聞・雑誌、官報、報道発表、説明会）によることと定めるべきか。特定の媒体の活用を義務づけることについてどう考えるか。</p> <p>③ 結果の公表の時点については、どのような時点に行うことと定めるべきか。</p> <p>④ 意見等の提出者に対する回答についてどのように考えるか。</p> <p>⑤ 行政立法手続に理由の提示について定めることとした場合、それとの関係を整理する必要があるか。</p>	<p>(結果の公表の方法：②関係)</p> <p>○ 費用、常時性を考えるとホームページのみで構わないのではないか（10）</p> <p>○ 雑誌、新聞、インターネットから閲覧できるようにすべき（44）</p> <p>○ 政府広報で公表すべき（61）</p> <p>○ ホームページ、窓口配布、報道発表、各府省の地方出先機関への備え付けを義務付け、重要案件については説明会、新聞・雑誌等による広報を併用すべき（64）</p> <p>○ 各自治体の広報、新聞・雑誌等を利用し、どこにアクセスすれば結果が発表されているか等の情報を周知すべき（81）</p> <p>○ 特に周知を図る必要がある場合には行政機関による説明会を行うべき（96）</p>

- ホームページによる公表は義務付けるべき (97)

(結果の公表の時点：③関係)

- 当該規則等が修正され制定された後1か月以内程度を目安とすべき (64)
- 提出意見は意見募集期間終了後ではなく、受付から48時間以内に担当府省庁のホームページに掲載されるべき (76)
- 意思決定の1週間以上前に公表すべき (101)

(意見等の提出者に対する回答：④関係)

- できれば希望者には結果を通知して欲しい。郵便や電話等は経費や手間がかかるので電子メールで通知を受け取れる環境にある希望者には通知することは可能ではないか (24)
- 当該案件について深い利害関係を有する者で、手続前の案の作成段階で意見を聴取した者については、その者の請求に応じ、採否の理由等を回答することを義務付けるべき (64)

<p>【論点の項目】</p> <p>3. 意見提出手続 (9) その他</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>(原案大幅修正の場合：①関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再度の手続を実施すべき (60、64、67、69、86、93、95、97、99) ○ 原案に対する反対意見等が相当数あった場合にも、提出された意見に対する行政機関の考え方を対象として、再度のパブコメを実施すべき (60) ○ パブコメの結果を踏まえても原案と甚だしく異なる修正はできないこととすべき (64) ○ 意見として提出されていない内容に原案を変更する場合には、再度の手続を経るべき (67) ○ 有力な対立的概念が意見提出された場合は、再度の手続を取る等の対応をすべき (93) ○ 提出された意見にない変更は行わないべき (95) <p>(意見募集終了後から公布までの期間：②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 6か月以内に限定し、この間に行政立法を制定するか、中止するかのいずれかの決定をするものとするべきで、6か月を超えてもなお当該案を制定するときは再度の手続をとるべき (64) ○ 意見募集期間の終了から規則等の最終決定までに適切な時間を設けるよう義務付けるべき (69、90)、30日間の待機期間を定めるべき (76) <p>(手続違背命令等の法的効果：③関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政処分の取消事由として主張することができるようにすべき (64) ○ 手続に違背してパブコメを実施しなかった、また、意見の撤回を要求する等をした担当者個人に対する処罰規定を定めるべき (76) ○ 手続要件を満たさない決定を精査できる特別なスキームを構築すべき (92) ○ 当然無効であるべき (95) <p>(既存行政立法：④関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本手続は適用しないこととすべき (64)
<p>【論点の内容】</p> <p>① 手続の結果、原案に大幅な修正が必要となった場合の取扱いをどのように考えるか (例えば、手続の再度実施等)。</p> <p>② 意見募集終了後から公布までの期間についてどのように考えるか。何らかの規定を設ける場合、どのようなことを定めるべきか。手続の形骸化やたなごらしを防ぐ上でどのように考えるか。</p> <p>③ 本手続に違背して制定された命令及び当該命令に基づきなされた処分の法的効果について、どのように考えるか。</p> <p>④ 今回行政立法手続を法制化するとして、当該手続に拠っていない既存の行政立法について、どう考えるのか。</p> <p>⑤ 行政立法の制定・改廃を国民が提案する・申し出る仕組みについて、どのように考えるか。</p>	

○ 個別にパブコメ手続を保障すべき (86)

(国民の提案権：⑤関係)

○ 既存の制度・政策等についても国民や事業者等が直接要望できるようにするため、ペティション（申立）制度を導入すべき（特に、通信市場では環境変化が激しく、既存の制度等についても制定から一定期間を経過後は見直しが必要となる場合が想定されるため）(60)

<p>【論点の項目】</p> <p>4. 理由の提示</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>(理由の提示の法制化：①関係)</p> <p>○ 実質的な理由の提示を義務付けるべき (64)</p> <p>○ 十分な情報提供に基づく意見募集手続が行われ、その結果を踏まえて最終的な行政立法の内容が決定されたのであれば、それまでの過程に関する資料（意見募集にあたり提示された情報、意見募集の結果等）を閲覧可能としておけば十分であり、それらと別に理由の提示義務を定める必要はない (89)</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 行政立法の際に理由の提示を行うことを法制化する必要があるか。</p> <p>② 行政立法の際に理由の提示を行うことを法制化する場合、どのようなことを定めるべきか。次に掲げる事項についてどのように考えるか。</p> <p>ア 当該手続の対象</p> <p>イ 内容</p> <p>ウ 形式・提示方法</p>	<p>(理由の提示の法制化内容：②関係)</p> <p>○ パブコメによる意見をどう考慮したか、当該行政立法にはどのような法令上の根拠及び必要性があるかを説明できる実質的なものとすべき (64)</p>

<p>【論点の項目】</p> <p>5. 公聴会手続</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>(公聴会手続の法制化の必要性：①関係)</p> <p>○ 意見提出手続に加え、公聴会手続も採用しうる制度とすべきで、いかなる場合に公聴会を開催すべきか、開催する場合の手続等について、最低限のルールを法制化すべき (64、83)</p> <p>○ 意見提出手続において提出意見の対立が多いものについては、公聴会や説明会を行うべき (80、96)</p> <p>○ 意見提出の対象が専門的で説明を要するもの、市民から特に要請のあるものは、説明会や公聴会を開くべき (81)</p> <p>○ 特定の利害関係人に対して意見聴取を行うに過ぎない公聴会手続が重視されるのは、行政手続の公正性・透明性の観点からは問題であり、法制化するとしても「公聴会の開催により意見・情報を聴取できる」程度でよい (89)</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 意見提出手続に加えて、公聴会手続(利害関係人の意見聴取)について、法制化する必要があるか。</p> <p>② 公聴会手続を法制化する場合、どのようなことを定めるべきか。次に掲げる事項についてどのように考えるか。</p> <p>ア 当該手続の対象</p> <p>イ 内容</p> <p>③ 公聴会手続を経由することについて個別法で規定している場合、公聴会手続と意見提出手続との関係をどのように考えるか。</p>	<p>(個別法の公聴会手続規定と意見提出手続の関係：③関係)</p> <p>○ 公聴会を開催する場合でも、パブコメ手続を実施すべき (64)</p>

<p>【論点の項目】</p> <p>6. 行政立法に対する不服申立て</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>(不服申立て：①関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不服申立てができるものとするべき (64、67、76、89、95、96、99、101) ○ 行政立法の内容を変更する旨の請求も柔軟に認めるべき (89)
<p>【論点の内容】</p> <p>① 行政立法に対する不服申立てを可能とすることについて、どのように考えるか。</p> <p>② 行政立法に対する不服申立てを可能とする場合、どのようなことを定めるべきか。次の事項についてどのように考えるか。</p> <p>ア 不服申立適格</p> <p>イ 不服申立の相手方</p> <p>ウ 不服申立事由</p> <p>エ 不服申立期間</p> <p>オ 不服申立に対する決定の効力</p> <p>③ ②以外の行政立法に対する苦情処理の手続について、どう考えるか。</p> <p>④ 訴訟との関係をどのように整理するか。</p>	<p>(不服申立てを可能とする場合、定めるべき事項：②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 意見提出者には申立適格を認めるべき。また、本来手続を経るべき案件で経なかったものについては、すべての者に認めるべき (64) ○ 不服申立適格・原告適格は特に制限を設ける必要はない (89) ○ 申立適格は、行政立法により実質的に規制を受けるものとするべき (96) ○ 相手方は行服法に倣うべき (64) ○ 相手方は行政立法を行った行政機関とすることとするべき (96) ○ 申立事由は手続に違背して行政立法がなされたこととするべき (64) ○ 申立期間は行政立法公布から6か月以内とするべき (64) ○ 不服申立てを認める決定に遡及効を認める必要はないので不服申立期間を制限する必要もない。ただし、行政立法に対し不服申立て等を行う者は、個々の具体的利益の獲得や維持がその動機となっている場合がほとんどであると思われるので、申立人に法律上の利益が認められること等を要件に遡及効を認める措置も必要 (89) <p>(苦情処理の手続：③関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理の仕組みは導入すべき (99) <p>(訴訟との関係：④関係)</p>

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">○ パブコメ手続違背の行政立法がなされ、それが具体的に適用された行政処分がなされた場合、当該処分を受けた者が当該処分の違法性を争う訴訟において、パブコメ手続違反の事実が当該行政立法の違法性を根拠付ける一つの根拠となることは当然である。また、手続違背の行政立法がなされた場合は、これを直接訴訟で争う制度が採用されるべきで、その原告適格は広く認めるべき（64）○ 訴訟制度を設けるべき（89）○ 不服申立てを抗告訴訟等に先立つものと義務付けるべきでない（95） |
|--|--|

<p>【論点の項目】</p> <p>7. 地方公共団体との関係</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政立法手続に関しても、現行法と同様の扱いとすべき（64、89、99） ○ 地方自治体の条例、規則や許認可についても、同様の手続を整備すべき（81）
<p>【論点の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が必要な措置を講ずるための努力義務規定（行政手続法第38条）との関係をどのように考えるか。 	

<p>【論点の項目】</p> <p>8. 送達手続・その他</p>	<p>【提出された意見の概要】</p> <p>(送達手続：①関係)</p> <p>○ 処分告知方法に関する一般的な法律の規定を設ける必要性はある。また、行政立法に対する不服申立ての手続を設ける場合、その一般への告知方法は告示またはそれに類似した方法になると予想されるので、行政立法手続と併せて行政送達等の手続について検討することは必要不可欠。ただし、現行の告知方法の実態を十分調査した上でその問題点を改善する形で法制化を行うべき(89)</p>
<p>【論点の内容】</p> <p>① 送達手続</p> <p>ア 行政送達手続を設ける理念・目的は何か。</p> <p>イ 送達手段にはどのようなものが適当であるか(例えば、手交、書面、郵便、ファックス、メール)。</p> <p>ウ 到達時期等</p> <p>エ 民法との関係をどう整理するか。</p> <p>オ 実態調査の必要があるか。</p> <p>② 第三者保護</p> <p>現行行政手続法に規定のある第三者の保護に係る規定について、どのように考えるか。新たに定めるべき事項はあるか。</p>	

【9. その他の意見】	<p>【提出された意見の概要】 (制度全般に対する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コメントを求めるだけでなく市民参加ができるようにして欲しい (9、11、12、14、16、19、20、21、23、27、29、31、43、46、54、62、66、72、78、79、84) ○ 米国行政手続についての論文 (26) ○ パブコメの現状は、一般人の「ガス抜き」としてしか機能していないのではないか (34) ○ パブコメ制度自体の認知度を高めるべき (47、57) ○ 年に一度は、パブコメ手続そのものに対する意見を募集すべき (82) ○ 司法による行政計画の事前チェックが必要であり、そのために行政計画の策定を行政処分と規定すべき (85) ○ 改正法施行後2年後を目途に見直しを実施すべきで、その旨を法律に明示すべき (95) ○ NGO、NPO との協働・参加条項を規定すべき (98) <p>(行政手続法検討会についての意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政手続法検討会委員に女性を増やして欲しい (54) ○ 意見募集に積極的に関わってきたはずの消費者団体や環境団体、人権団体等の代表がないことは問題であり、委員の選定についても意見募集をしてはどうか (81) <p>(今回の意見募集についての意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「行政手続法」の見直しを目途としているのに、今回の意見募集は「行政立法手続に関する意見募集」となっており、意見の範囲を狭めるミスリードである(行政計画への国民的参加についても検討材料として、もしくは情報として公表すべきだった)。また、事務の効率化のためとして、論点項目番号に対応した形で意見を求めているが、これも行政側の誘導行為となり不適切である (80) ○ 意見提出期間が短い、意見募集を実施していることの周知が不足している (80、81)
-------------	---

【10. 行政立法手続に関係のない意見】

- ETC 電波利用料の徴収について (2)
- 地方税の納付書の共通化について (3)
- 労災保険審査会の事務について (4、6)
- 国の業務の民間委託等について (5)
- 個人からの法令違反等の申出について (6)
- 環境問題について (17)
- 行政主催の講演会等について (21)
- 自衛隊イラク派兵、年金、原発事故、環境問題について (22)
- 首相批判 (30)
- 環境省の実施したパブコメについて (38、39、40、42、49、50、52、65、77、91)
- その他 (趣旨不明) (53)